

（第二類 第四号）

第四十回国会
衆議院

石炭対策特別委員会議録第十九号

（四三）

昭和三十七年三月二十七日（火曜日）

午後一時二十分開議

出席委員

委員長 有田喜一君

理事岡本 茂君 理事神田 博君

理事齋藤 憲三君 理事始開 伊平君

理事中川俊 思君 理事多賀谷貞雄君

理事中村 重光君

倉成 正君 藏内 修治君

澁谷 直藏君 白濱 仁吉君

中村 幸八君 濱田 正信君

井手 以誠君 滝井 義高君

出席政府委員

通商産業政務次官 森 清君

通商産業鉱務監督官（鉱山保安局長） 八谷 芳裕君

委員外の出席者

通商産業事務局 小林 健夫君

（鉱山保安局管理課長）

本日の会議に付した案件

鉱山保安法の一部を改正する法律案
（内閣提出第二二四号）

○有田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、鉱山保安法の一部を改正する法律案を議題として質疑を行います。質疑の通告がありますので、これを許します。中村重光君。

○中村（重）委員 前会に引き続いて保安の問題で質問しますが、今度の保安法の改正は抜本的な改正であるというような局長の答弁に対して、政務次官は抜本的な改正じゃないんだということ

とをはっきり言い切ったわけです。そのことに對していろいろと政務次官に質問をしてみたいと思います。

前回の委員会で保安局長は、今議題となつてゐる保安法の改正について、私の質問に對しては、中央鉱山保安協議会の中間答申に基づいての改正であるけれども、これは抜本的なものだ、こういうことで答弁をなさつておられたわけですが、それに対して田中委員の質問によつて、この程度のものであれば、この改正と言へるか、こういう追及にあつて、御承知の通り政務次官は、抜本的な改正じゃないんだ、中間答申である、こういう答弁であつたわけですが、そこで私は、政務次官が考へてゐる抜本的改正というものはどういうことなのか、これが抜本的改正でないとするならば、どのようなことを今中央協議会に對して諮問をし、またどのような構想で審議が進められておるか、そしていつごろその結論が出るのか、そういった問題に對してお尋ねしておきたいと思ふのです。

○森（清）政府委員 先般の委員会におきまして、田中さんの質問に對し局長から確かに、これは抜本的な方針に沿うてどうだというような回答をいたしました。さらに私がそれに補足いたしました。これは抜本的な結論ではない、ということをはつきり申し上げました。そこで私が考へますには、あくまでもこれは中間答申であることには間違いないでございます。これがすべてであつて、これ以上もう直すことは何もないんだというふうには私も考へており

ませんで、引き続き検討は加えておるところでございます。ただ問題は、御承知の通り、保安上の問題はいろいろ問題がございます。特に従業員やあるいは経営者の精神面に負うところきわめて大なるものがあるのをごさいます。要は最終的にはそれ一つにしろはれると言つても過言ではない重要な面がございます。そうしたことでございまして、これから先さらにいろいろ検討いたしまして、次々と出てくるであろうところの対策に對して、われわれは真剣に取り組んで、その結論が出てき次第、皆さんの御意見も拝聴いたしまして万全を期していきたいというふうに考へておるのであります。

ですから、わかりやすい言葉で言うならば、われわれが現在考へておりまして、また今回改正願つたとした結論が、その時の七〇％にかかつておるか、八〇％にかかつておるかというふうになつてきます。現在の段階におきましては、私もやはりやうやく峠を上り詰めかけているんじゃないかという氣はいたしますけれども、まだこれから先の問題は多々あると思ひますので、そのつど真剣な検討を重ねていきたい、こういうふうな考へてゐるわけでありまして。

○中村（重）委員 もちろん私も、今度の改正が満足すべきものじゃない、当然これはもっと監督行政の問題や、たゞいま政務次官が答弁されたような内容において鉱山保安の全きを期していればならぬ、こう思ひます。その点

については私は異論はないわけなので、ただしかし、こうした法律案の改正をやるとする場合、これはやはりすみやかに改正しなければならぬ。鉱山保安の見地から重要な問題、そういうものが当然先に答申され、改正されていかなければならぬ、これが大切だと思ふのです。私は抜本的改正というものは、中間報告であつても、その内容がほんとうに鉱山保安の全きを期するという上において非常に重要な改正案である場合は、抜本的というものは言へると思う。最終的な、いわゆる事務的な関係等々、小さい問題がまだ残つておるから、それを残しておるうちに抜本的改正は言えないんだというふうには私は思ひません。ただ私が政務次官にこうしてお尋ねをするわけは、ただいま申し上げたような内容の問題もありまして、けれども、委員が何か追及的な質問をすると、気休めの、その委員を満足させるような答弁をしなくてはならぬということ、おぎなひ的な答弁がやれぬとすればあるということ。私は印象として、この前の委員会ですうした感じ持ったから、これは抜本的な改正でない、政務次官が考へておるのなら、重要な問題というものを、すみやかに改正しなければならぬという問題を諮問し、答申を求めたのではないのかということ。この点は非常に重要なことでなければならぬ、それを私はあなたにお尋ねをするのです。

○森（清）政府委員 実は保安上の問題につきましては、昨年の大きな災害等にかんがみまして、私もいたしま

しても非常に真剣にこれに取り組んできたのでございます。そこで保安確保のための全般的な問題についてその答申を求めたのでございまして、とりあえず出てきた結果はただいま上程されておることだけでございまして、私どもが今後も研究しなければならぬ問題等で、まだ検討してゐない二つ、三つの事柄がございます。その中には、たとえば保安教育をどういうふうにして徹底したいのかとか、あるいは鉱山保安行政についての通産省と現実に働いてゐる労務者との関係とか、あるいは緊急土地使用要件の緩和のこととか、そういうふうな問題もございまして、これらのことは引き続き検討を加えたいというふうな考へておるわけでございます。決しておぎなひ的な答弁を申し上げたつもりはございません。

○中村（重）委員 まずこの鉱山保安の全きを期するという上について一番重要な問題点、これに對してはどうお考へになつておられますか。

○森（清）政府委員 私は、先ほども申し上げましたように、一番の問題はいわゆる精神面ではないか、作業をする人も、これを指導する者も、あるいは経営をする者も、これが絶対に災害をなくすんだという氣持に徹底すること。従つて、それに対する教育ということが、最も重点を置かなければならぬことだと考へております。

イントというのは、施設であるとかあるいは管理、心がまえ、それから今政務次官が御答弁になった教育、訓練、こういう問題がポイントにならないければならぬ、こう思うわけなんです。それによって今提案されているこの保安法の改正というものが、私は出てきたと思うのです。そういう点に対しては、前会も私指摘いたしましたように、また、ただいま政務次官の御答弁の中にもありましたように、やはり満足できないというところがある。少なくとも今度の改正においては、そうした重要な問題も当然改正すべきであつた、そのように実は考えているわけなんです。しかしながら、前回の委員会の局長の答弁の中にも、この鉱業法の改正、それに伴つての改正というものがやはり必要になつてくるわけなんです。やはり何といつても、根本は、鉱業権並びに租鉱権の許可、認可という問題が、どうしても第一に問題としては取り上げられてこなければならぬじゃないか、そう思うのは思つてはいるわけなんです。この前の大辻炭鉱の災害の際に、山で働いている労働者の座談会が実は開かれておつた。その座談会の中で、ある鉱員がこういうことを言つておる。うちの山は租鉱権だ、租鉱権の山だ、年限が実は五年なら五年としまつてはいる、だから、それまでの間に掘つて掘り尽くしておかなければもうからない、従つて、保安なんというものは全然問題にしない、ここに災害の起こつてくる原因があり、誘因というものがあるんだ、こういうことを話しておつたのを私は読んだのです。私は全くその通りだというふうに感じました。また、現地に視察に参りまして、

その感を特に深くいたします。そんなつて参りますと、この保安法の改正というものは、やはり鉱業法の改正というものが根本になつてこなければならぬ。そういったような問題をどう検討しておられるのか。そこらあたりですみやかにこれを改正していくという心がまえ、そういう構想を進めておられるのかどうか、そこらも一つ聞かしていただきたい。

○森(清)政府委員 先般局長からも、鉱業権の問題と非常に密接な関係がございますので、という答弁をいたしました。そこで、私も通産省といつたにしても、この問題と阿々相待つて鉱山保安を確保していかなければならぬというところで、ただいまの御指摘にありました租鉱権の問題等、実は私も研究の対象にはしております。実際に、たとえば例をあげますと、北海道炭鉄汽船というふうな大きな会社が租鉱権を他に貸して、そうしてそれで仕事をさせているような例も私は聞いておりまして、そういった業者から逆に、それを自分たちのものにして、自分たちに採掘させてくれぬか、そういうふうにするのが、保安上もあるいは採炭の上からいつても非常に成績が上がるのだというところを、私もそこらに陳情に來た方々もございまして、そういう面から考えましても、これは緊急に取り組んで何とか解決策を講じなければならぬ非常に大きな課題であるというふうな考え、よりより研究を進めておるわけでございます。

○中村(重)委員 この租鉱権の問題は、いつも議論になる問題です。合理化の際にもこれらの問題に対しては質疑を続けたい、こう考えております。

す。しかし保安の完全を期するために、この租鉱権というものはやはり大きなガンになつておると思うのです。これを一つ直していかなければならぬのじゃないかという感を深くいたします。この問題に対しては鉱山保安の見地から、一つ保安局長は積極的に、この租鉱権をなくするといふ、こういうことで取り組んでもらいたい、こう思うのです。

さらに、この鉱山保安の問題は、人命の尊重という点から出発しなければならぬ、これが根本でなければならぬと思う。そう考へてくると、鉱山保安という問題は、国がもつと責任を持つ、少なくとも国の責任において鉱山保安をやるといふところまで私は進まなければならぬのじゃないか。そうしなければ、いわゆる人命尊重ということについて十分目的を全うすることにならないのじゃないか、こう考へるわけなんです。今日まで直接保安の側に当たつてきたその責任者である局長として、この点はどうか考へるか。また、これは大きな問題でありますので、事務的な問題でございせんので、政務次官にもこの点に対しては特にお答えを願ひたいと思ひます。

○八谷政府委員 租鉱権の問題につきましましては、ただいま政務次官からお答え申し上げたのでございしますが、鉱業の審議会におきましては、特にこの租鉱権問題は非常に真剣に取り上げられてまして、全般的な問題といたしましては、鉱業権の設定要件を非常に厳重にする、今度の改正の審議会におきましてはこういう進み方をしておるわけでありまして、従ひまして、これは単に鉱業権だけではなくて、租鉱権について

も、当然同じように、設定要件をきびしくしていく。単に鉱区の売買の一形態みたいな形になつて、五年間を一回延ばして十年間で、ただいま御指摘もありましたように、切れていく。その五年間の途中においてもまた、どれだけ延びるかかわらない。こういう問題が、非常に不安定な操業が、災害の発生に影響を及ぼしているといふようなことも、いろいろ考へさせられる点があるわけございまして、従ひまして、私も保安を担当する者といつたしましては、鉱業権、租鉱権の設定要件の厳重化を強く希望いたしまして、現在の審議会におきまして、そういう方向で答申が行なわれる段階になつておるわけでございます。

次に、人命尊重の問題で、国が相当の責任を負うべきではないか、この点についてでございますが、これは特に資本力の弱い中小炭鉱の問題においてその感を深くするものでございまして、たとえば何かの災害が起きた際に、十分な救護隊の設置も行なわれていない。そうすると、大手の山から救護隊の応援を仰ぐ、こういうことでは、十分な救急措置がとれないわけでございます。従ひまして、昨年の七月に省令を改正いたしまして、共同救護隊を置く、そうしてこれには補助金をやる、こういうやり方で、中小炭鉱にも徐々に救護隊の設置を進めていく、こういうふうな点には十分留意いたしておりますが、さらに、今後の問題といたしまして、私もただでなくて、保安法の改正審議会におきましてもこういう問題を取り上げまして、国がどういふやり方をとれば——たとえて申しますならば現在、派遣班と申しております、

現地の全国九カ所の監督官のたまりがあるわけでございます。こういうところをさらに拡充いたしまして、たとえて申しますと監督署というふうなやり方をとりまして、こういうところにその救護隊の相当な備品を置いておくとか、あるいはこれが指導の中心になるとか、そういう方面で特に中小炭鉱の災害対策について国も相当の責任を持つて進んでいかないと、現在のところ、特に石炭鉱業の現況からいまして、十分な災害防止もできないし、万が一災害が起きた際の救急措置も万全を期し得られないのじゃないか、こういう点につきましまして、非常にむずかしい点はいろいろございまして、しかし、何らかの形でもう少し中小炭鉱対策としての災害防止は完璧を期する方向に進めていきたい、こういうふうな考へておる次第でございまして、

○森(清)政府委員 私は確かに、御質問の通り、鉱山保安の要諦は何といつても人命尊重からこなければならぬと思ひます。そこで私たちがいたしまして、人命を尊重するために施設の点はどうか、あるいは規則を十分にすればどうか、あるいは教育面はどうか、精神面はどうかというふうなことを非常に強く主張をし、そのためにこうし法律改正も行なわんとしておるものであります。従つて今局長からも御答弁いたしまして、人命尊重を中心としてさまざまな法律、さまざまな施設、そういったものが検討されなければならぬ、こう考へておるわけでありまして、

○中村(重)委員 もちろん保安というのは人命尊重ということからやらなけ

ればならないし、法律改正もそれにとつてやるんだ、それは当然のことだと思ふのです。しかし實際問題として、今まで中小炭鉱を中心として災害が引き続き起つてきた。その面からどうしてもこれではいけないのだということを保安の衝に当たっている局長はお考へになつて、もつと国が強力な監督権というものを持たなければならぬのだ。ところがやはり私企業という形において、国がやることについての限界があるというようなことではなにかと思ふのです。しかし、何よりも大切なことは人命尊重だ、このことを考へてみるときに、もう一歩進んで国が責任を持つてそこまではないかなければならぬと私は思う。單なる監督行政ということでは、保安の完璧を期していくということにならないのじゃないか。この今度の改正にあたつて、單なる罰則といったようなこと、あるいは監督を何か強化していくといったようなことだけでなしに、やはりもっと進んで国の責任において保安はやらなければならぬというようなことについて突つ込んで検討を加えられたという点が、私はあるのではないか、そういうように思うのですが、どうなんですか。

〔委員長退席、中川委員長代理着席〕
○八谷政府委員　国が積極的に監督の面を強化していく、こういう問題につきましては、一つは監督官の増員、並びにその増員におきましても、特に現地にこれを配置しまして監督を効率的に行なう、こういう面、並びに行政力をさらに強めるために炭田地帯を持つております九州、それから北海道の釧路監督部は監督局にこれを昇格してい

積極的な取り組みが行なわれていない。単に器具を備えたというような程度であるというのを、答弁の中からうかがうことができたわけであります。こういったような問題は、非常に重要な問題なんです。これらのことに對しては、先日の答弁ではあまり満足できません。なぜ、こういった不備な問題をもっと改正するものなら改正して、完全なものにしようとしなくて、なぜもっと積極的な取り組みをやつて教育を行ない、訓練を行なおうとしないのか、これらに對して一つ政務次官並びに局長からお答えを願いたいと思います。

○森(清)政府委員 先ほど来私るるお答え申し上げておりますように、何といつても鉱山保安確保の最大眼目は、それに従事している労務者にしても、監督する者にしても、あるいは経営者にしても、災害を絶対に起こさないのだという精神に徹底することだと思ふのであります。従つて、そのためには保安教育ということが一番大事なことではないかと思ひます。そこで、このことは先ほども御答弁申し上げましたように、非常に重要な事項として取り上げて、その具体的な方法について現在検討中でございますして、どうすれば一番徹底するかということを実際に考へておりますところでございます。

○八谷政府委員　ただいま先生から御指摘のあった通り、この保安の教育訓練、あるいは保安の順法精神を涵養すること、また緊急の際に直ちに適切な処置がとれるようにすること、これはどういう規則ができ上がりましても非常に重要なことでございます。緊急の場合の退避についても、単に法律でど

ういふうにしぱりしても、日常こ
ういう訓練をそういう本人たちにどう
してもさせておかなければならないと
いうところから、先日の私の答弁はや
や舌足らずであつたかと思いますが、
監督部におきましては、特に大辻炭鉱
の例から申しまして、こういう日常の
実例教育と申しますか、こういうもの
を再三保安管理者等を集めましてやる
し、さらに監督官が現地に参りまして
も、どこでどういう災害が起つた、
どうすればよかつたかというようなこ
とについては、よく保安技術職員等と
も話し合いを進めておるわけでありま
す。また特に必要性の多いものは、海
底下の炭鉱等では一たび水が入って
くるといふようなことになりますと、緊
急の際に締めるシャット・ドアーとい

うような単なる施設だけでは、十分に逃げられないというようなことから、再三そういう緊急の際の退避訓練ということを口をすっぱくしてやらせておるわけであります。しかしその面だけでは十分な成果が得られないということとで、昨年の七月には警報の装置を重要個所にはつけまして、いずれの個所からも逃げ得るといふような装置にすゝるといふ省令改正を行ないまして、これを義務づけて、目下そういうやらせ方をとっておるわけであります。こういう施設面のものと、さらにベルが鳴

る、あるいは赤ランプがつくという場合、どういう形でどういう方向を通して退避すればよいのかというようなことを、日常の作業の面においても、たとえば昼食時間というようなときに、その私なら私の人たちが集まっておるところで係員が、もしここで何か起きた場合にはどちらに逃げるかとい

うようなこともいろいろと訓練をしておるわけであります。こういう面につきましては、今までも決して十分だとは申せないわけでございます。また特に炭鉱労働者におきましては非常に移動率が大いいということ、こういう保安教育の徹底しない面が非常に多いわけであります。こういう面につきましては、大きな根本的な問題として石炭鉱業を安定させていく、こういう大前提がなければ、次々に移動者が出てくるというようなことで、十分な保安教育の徹底を期し得られないということにもなるわけでございます。こういう方向と相待ちまして、今後也十分な保安教育の、あるいは訓練の指導に当たりたい、こういうふうに考えております。

○中村(重)委員 炭鉱には保安委員会があるわけですね。この保安委員会には、規則が何かでやはり指導方法というものができておるんじゃないかと思うのです。それに基づいて保安委員の、一つの義務づけというものもあるんじゃないかと思うのです。それによつて、たとえば保安委員会は、一週間に一回なら一回、あるいは三日に一回なら一回、あるいは毎日点検をやらなければならぬとか、いろいろなことが義務づけられているのじゃないかと思いますが、そういう点はどうなんでしょうか。

○八谷政府委員　現在の規定でござい
ますと、保安委員会は月に一回以上開
催しなければならぬ、こういう規定
で、しかもそのやっておりますこと
は、保安に関する重要な事項を審議調
査する、こういうふうになっておるわ
けでございます。その面につきまし
て、まだ一回以上必ずしも開いてい

いような中小炭鉱もございまして、これにつきましては、再三勧告等によりまして、必ず開いていくという方向で、嚴重な指導をやっておりますが、さらにこの法案の中にも、御審議をお願いいたしておりますように、監督局長、また監督部長あるいはまた通産大臣が出しました通達に対して、十分に審議をしてもらう、こういう法体系にしたわけでございます。ただこの条文だけから申しますと、監督部長からの通達の中にも非常に重要な事項もございまして、こういう面についても、通達があるので、こういう面についても、通達がきたら、すぐにその通達に基づいて保安委員会を開催して、どういうふうなそれに対応するかというような問題を労使双方で十分話し合っていく、こういうふうなさせようということで、こ

れは法律上は、通達というのの一つの注意事項でございますので、法律の面では載つて参りませんが、實際上の指導で、この面までこの法律の精神をさらに押し広げていきたい、こういうふうを考えております。

○中川委員長代理 本会議散会後再開することとして、暫時休憩いたします。

午後二時三分休憩

午後三時三十八分開議

○有田委員長　休憩前に引き続き會議を開きます。

　　鉱山保安法の一部を改正する法律案に対する質疑を続行いたします。中村重光君。

○中村(重)委員　時間の関係もありますので、簡単に質問いたしましたして、次の機会に譲りたいと思うのですが、先

ほど保安局長は、もっぱら法律の一部改正後における保安委員会の役割とといったようなことをお話しになったわけですが、私が申し上げるのは、従来から保安委員会があったわけです、ところが、どこまでその保安委員会の価値を認めて、これを活用してきたかということに問題があるわけです。御承知の通り、保安委員会は労使双方が突け入っている。しかしこの保安委員会というものが、今までそう活用されてこなかった。全く形式的な存在というふうなことを申し上げることは言い過ぎだと思うのですけれども、この保安委員会に相当の権限を持たせ、先ほど私が指摘しましたように、保安点検等を十分やっていく、そこで保安上に支障がないように、その機能を發揮させてい

くという点に対しては、この保安委員会をあまり尊重する、活用するという形がなかったのではないか、そういうことを私は申し上げるわけです。今までのこの保安委員会に対する指導あるいはこれの活用ということに対して、どのような考え方で臨んできておったのかという点をお尋ねしておきたいと思っています。

つこの委員会の構成メンバーになりまして、保安に関する重要事項を調査審議する、そうして保安管理者に適當な助言をし、勧告をしていく、こういう會議体でございますが、従来のやり方を見てみますと、必ずしも法定いたしました本来の目的が十分に活用されてないというらみが、特に中小炭鉱におい

であつたように見受けられるわけでございます。大きな炭鉱におきましては、労働組合関係も相当積極的にこの保安の面について保安委員会を活用するということをやりまして、非常に活発に動いているところが多いのでございますけれども、中小炭鉱におきましては、災害が起きた、あるいは保安の年次計画という面におきましても、十分にこれについて発言するような人が得られない面もあつたかと思ひますけれども、それより以上に、保安の責任は鉱業権者が負うんだというふうなことで、こういう民主的機構が保安法の中で確立されながら、保安委員会の活用が不十分の点があつたんじゃないか、こう考えられるわけでありまして、従来地方の各監督部ではこの保安委員会の議事録をとりまして、その十分な活用が行なわれていないと思へるところにつきましては、この活発化につきましていろいろ勧告をして参つたわけでございます。しかし何と申しましても、法定されておりますところは、重要な事項を審議するというふうになつておりまして、その重要なという面につきましては、これは鉱業権者が自分の認定によつて、これだけのものが重要だというふうな考えで進む点が非常に多かったわけでございます。これは従来も鉱山には、特に人事面は別として、それ以外のものについてはこの保安委員会を大いに活用して、特に監督部長の指示事項等についてはこれを活用して対策を講じろというふうなことは、再三にわたつて指導してきただけでございますけれども、従来のいき方は必ずしも私どもの要望に沿っていない面があつたんじゃないかと思

われる次第でございます。こういう点を勘案いたしまして、今回保安委員会に対する鉱業権者の通知義務を課したのも、一方におきましては、こういう保安委員会を側面的に、やむを得ず活用していくという形をとる必要もあるんじゃないだろうかということも考へあわせまして、保安委員会に対しての重要事項というものは、従来は保安規程をかけるということだけがはつきりしているわけでございます。それ以外に重要な事項ということでは、きわめて観念的といへば観念的な定め方であつた。そこへ今度は政府の処分というものを明確にここに通知するということになつてきますと、再三監督を實施いたしまして、そうして政府が法に基づいた処分をした際には、当然これにかけないかなければならない。こういう形の面からも、側面的にこの活用をはかつていく。本来の災害の防止というものは、きょうも再三話が出ましたように教育、訓練という面におきましても、すべての面において、その鉱山において働いておる人たちの協力が得られなければ、保安の完璧は期し得られないものだと思つております。今後は保安委員会を従来以上に非常に活発に活用してもらつて、石炭鉱山の保安の確保に努めたいというふうな考えでおる次第でございます。

それから、ちょっと御質問と異なる点につきまして、実はけさ炭鉱災害が一つございまして、この際御報告を申し上げたいと思ひます。炭鉱名は杵島炭鉱、災害が起りました坑口は、第四坑というところでございます。それから鉱業権者は杵島炭鉱株式会社、これは住友の傍系炭鉱になつております。発生しました箇所は東人道人車卸、人車を使用しているところでありまして、場所は佐賀県の杵島郡であります。発生の日時でございますが、三月二十七日、本日の午前六時でございます。労働者数は千六百六十名、出炭は月五万五千トンでございます。災害の概況でございますが、本日一番の早出人員二十名が、八両編成の人車で入坑しておたわけでございますが、この坑口から百五十メートル付近で坑道の崩落が起りまして、ちょうど人車を通つておたところにてこの崩落が起きたわけでございます。コース元二両を残しまして、八両のうち六両が落盤に閉じ込められたわけでございます。午後二時二十分現在では、二十名閉じ込められたうちの十名は、自力で脱出して参りました。残りの十名のうち五名は救出をしたわけでございますけれども、六両目に乗車していた三名と七両目に乗車していた二名はまだ救出が行なわれておりません。目下救出作業中でございます。この崩落した箇所は、まだ詳細な報告がございませんが、仕繰り作業付近であつたやうでございます。ただいま福岡保安監督部の石炭課長と監督官が五名、計六名が調査に当たつております。保安法の審議の行なわれておるところでこういう災害の報告を行なわなければならぬというところは、保安を担当しております責任者といつたしまして非常に残念であるとともに、責任の重大さを痛感する次第でございます。現地の監督部、監督官を奮勵いたしまして、今後こういう災害が起きないように、災害の絶滅を期するようにいたしたいと考えております。

○中村(重)委員 ただいまの報告で、お互いに非常に大きなショックを受けらるわです。保安法の審議中でありまして、ただになおさらであります。けさ六時の事故を保安局長の方からただいま報告を受けたということになります。局長にはいつごろ連絡があつたのですか。

○八谷政府委員 十二時半ごろになりました。監督部からの報告でございますけれども、電話連絡で、二十名、そしてみんな応答しておるから救出ができるだろうというふうな、私、現場の状況が全くわからないような報告を十二時半に受けたわけでございますが、その後その状況を確かめております。二時二十分現在の状況をただいま取りまとめたわけでございます。

○中村(重)委員 五名がまだ救出されていない、これの生命が大体どういふことなのか、救出が可能であるかどうかという問題。それから監督官の現場巡回はいつごろ行なわれておりますか。住友の杵島炭鉱ということになります。ただいま御報告がございました。うに、相当大きい炭鉱であるわけですから、そうした炭鉱で入坑中に落盤をしたというところになります。そのことが相当問題だと思つております。それらについての報告は出ないのですか。

○八谷政府委員 ただいま御報告申し上げました以上に、その間の詳しい情報が入つておりません。通常、坑口からこういう人車の通るメインの坑道でございまして、当然保坑が行なわれておるのが一般でございますけれども、この災害の報告がございました。と、ちょうどそこが仕繰り箇所であつたのではないか、仕繰り箇所のこと

で暫定的なため方が悪かつたのじゃないか、そこへたまたま人車を通つて、こういう従来の災害に類例を見ないような一きわめて運が悪かつたといえう悪かつたわけでございます。今までは類例を見ないような災害でございまして、これは当時の状況によほど慎重に調査してみないと、これに対処する方策並びに本件に対する処理ということがまだはつきりいたしません。私ただいま、報告を受けたままここで御報告申し上げておる次第でございます。

○中村(重)委員 杵島炭鉱は大手炭鉱であるわけですか。そうすると、鉱員が入坑するときは、保安員が落盤のおそれはないかどうか十分検査をすることが常識であるわけですか。にもかかわらず、ただいまの報告によると、相当な落盤だということが考えられるわけですか。保安上の手抜かりがあつたことが十分考えられるわけですか。そういう面から、事故というものを重視されなければいけないと思つております。大手炭鉱でそういう事故が起る。中小炭鉱においてはなおさら、大きな危険が予想されるわけですか。次の委員会までにはもっと詳細な報告をしていただきたいということを要望しておきたいと思ひます。

なお先ほどの保安委員の問題ですが、ただいま局長の答弁によりまして、保安委員会は重要な事項を審議する、という、協議機能的な面に重点を置いておられるように実は感じられるわけですが、実際問題としてしましては、中小炭鉱はそういう会議というものは、何というか、常識的に考えられる会議形式というものではないわけ

す。何名かの保安委員の人たちが集まっていた。いろいろな話し合いをし、通達があった。あるいは勧告があった。こういつたようなことで、それをもとにしての協議というものももちろんあり得る。しかし、中小炭鉱の現実を考えると、そこに保安員がいる。保安委員がもちろん炭鉱にはおるわけです。これが日常の一つの仕事として、保安委員の職責から十分な点検をしていくとか、あるいは、あらゆる面に注意を配っていくということが行なわれなければならない。こう思うのです。ところが中小炭鉱になると、労使の力関係が大手の場合と違うわけです。そういうことで経営者の力が非常に強いために、ともすれば、労働者側の保安委員の発言が非常に弱い、あるいは極端に申し上げると、なれ合いになつておるといったようなことも、私たちは先般現地視察に参りましたときに感じた。保安監督官が巡回に来るわけですね。そういう場合に労働者と経営者がむしろ一体となつて、実際保安上注意しなければならぬこと、そういう面を隠蔽するといったようなことをやっておるのじゃないか、そういうふうな感じが実は強くしたわけです。それだけに中小炭鉱の保安問題というものは、そういう会議といったようなものに重点を置くのではなくて、現実とその保安委員会を活用するというようなことに十分一つ留意していただきたいということをお願いいたしておきます。

なお、監督官のことですが、監督官の検査が、先日の上清、大辻炭鉱におきまして私たちが感じたことですが、事前通告を監督官がやるというわけですね。そのことが、私が先ほど申し上げましたような、労使一緒になつてなれ合いというのか、どの範囲まで見せるかというふうな話し合いが実際に中小炭鉱では行なわれておるというふうな現実を私は知つたわけです。あるいは消火器がないとか、あるいは検査器がないというのを、よその炭鉱から借りてきて、そして検査が終わつたならばそれをまた戻すというふうな、実にはたまたまなことが行なわれておるというふうな事実があるわけです。それらに対して十分の注意が行なわれておるというふうには思ふわけですが、検査方法は事前通告制ではなくて抜き打ち検査というものがなければならぬと思ふわけですね。それらの点に対してはその後行政指導ではどうやっておられるのか、まずその点を伺つておきたいと思ひます。

○八谷政府委員 保安監督の検査方法でございますが、これにはたまたまもお話がございます通り、抜き打ち的なものと、それから事前に通告してやる、こういう方法があるわけでございますが、私はこのいずれも大切ではないかというところで、監督部長会議等々ときは話し合つておるわけでございますが、かりにこれを抜き打ちばかりでやつていったというところになりますと、そのあとのトレースが——現在の巡回頻度でございますと、多いところ年で十二回、あるいはさらにきびしく回つておるところもございますが、次のときまでには十分に行なわれない、こういうところもありますので、ある場合には、事前にいつ何日という検査をするんだというふうなことをやる、ある場合には、今度そのトレース

におきましては全く抜き打ち的にこれを行なう、こういう方向で、どちらか一方に偏するのではなくて、現場の状況あるいは鉱業権者の性行等十分ににらみ合はせて、両方の方法でやつていく、こういうことが必要ではないかと思つております。現在もこういう二様のやり方を織りまぜて監督をいたしております。

○中村(重)委員 監督官の監督、検査の際は、保安委員である労働者の代表を立ち合わせておられますか。

○八谷政府委員 現在は必ず労働者を立ち合わせるということにはいたしておりません。保安の最終責任者の鉱業者というものは当然参らなければならぬわけでありまして、しかし先ほども私が申しましたように、労働者の協力というものが保安の確保にはきわめて重要なわけでございます。最近、鉱業権者から労働組合にも話をいたしまして、労働組合の方でついでくるということになれば一緒に回る、こういうことにはしておるわけでございます。直接、鉱業権者を抜きにして、保安監督官が労働組合に、一緒に巡視しようというふうなことはとていないわけでございます。この点は私も、できるだけ鉱業権者もこれに協力しまして、労働組合も一緒に回つたて決してマイナスの点があるわけではないわけでございます。いろいろそこで監督官が行なつた注意その他も、単に通告事項でなくて、こういう系統のものについては監督官が現場指示をやるわけ、こういう点につきましても、いろいろ組合としても把握してはらうということ、むしろ私としては好ましいことじゃないか、こういうふう

うに考えております。

○中村(重)委員 政務次官にちょっとお尋ねしますが、今お聞きのとおりですが、実はこの前の事故が相次いで起こつた当時、私たちが痛切に感じたことは、保安面において労働者というものがあまり発言権がない、そのことが大きな不安であるというふうなことであつたわけですね。もつと保安を重視して、それに労働者の存在というものの発言権というものを強めていくようにしなければならぬということが、強く要求された。そして先般成立をいたしました炭鉱の保安臨時措置法、この臨時措置法の審議の際にも、社会党から修正案が出た。その修正案の中身は、御承知と思いますが、労働者に保安に対する勧告であるとか、通達であるとか、その義務を鉱業権者に与えようとしたところが、その際に、労働者にこれを通知するということではなしに、保安委員会には労働者も入っているのだから、保安委員会にこれを通知するのだということ、実は私たちはそれをのんだと記憶しております。ところがたまたま局長の答弁を聞きますと、労働者がついてくればよいのだとか、労働者がついてくるとは何かマイナスにはならないかといったような、そういう答弁では、全く心外といひます。熱意のないのに、私は聞いております。率直に言つて、むしろ憤りさえ感じます。そういうことであつてはならぬじゃないか。少なくとも中小炭鉱では、先ほど来私が申し上げましたように、保安委員の存在というものが、きわめて力関係で形成されている。こういう点、少なくとも監督官が巡回を

して検査をするという場合、鉱業権者がそれに立ち会う。その場合はやはり労働者の代表——私は保安委員である労働者と、こう申し上げた。そういうものがともに立ち会つて、そして監督官の注意も聞く、また、どういふところが悪いのかというふうなことに付いてのいろいろ監督官と話し合いをするというところは、そういう中でこそ初めて保安というものが完全に守られていく、こういうことになるのじゃないか、私はこう思ひます。だから行政指導の中において、保安委員会はこう活用しろ、監督官の巡回検査の際は、経営者も労働者もそこに立ち会つて、十分遺憾なきようにしなければならぬ、このようなくらいの行政指導は、私は保安監督の責任者である局長としてはあるべきじゃないか、こう感じます。政務次官としては、お聞きになつてどう感じになられましたか。

○森(清)政府委員 私は、ただいまの中村さんの御質問を聞いております。で、全く同感でございます。現実に保安委員会そのものも労使双方から出て構成されておるものでございますし、建前からいって当然その炭山の保安を守るために、それこそ上は社長から下は一鉱員に至るまで、そうした神経を使わなければならぬと思ひます。同時に、監督官が来てそうした指示、監督をする場合でも、労働者の一人々に徹底するようにするためには、当然今中村さんが言つたような趣旨が生かされていかなければならないと思ひます。全く同感でございます。

○中村(重)委員 保安局長とされても、先日から委員会の質問の際に申し上げておる通り、あなたが非常に保安の

問題に対して熱意を持っておる、答弁も技術的なものがない答弁ということであって、率直にあなたが答弁しておられる態度というものは、むしろ好感を持っておるわけです。しかし今の答弁の態度という問題ではなしに、あなた保安局長としてこれはこうあらねばならないという自分の責任の中から当然出てこなければならぬことと成ります。ですからこの点に対しては、今の政務次官の答弁はあなたとしても異存はないと思ふ。ですから、今後の行政指導の面において十分遺憾なきようにしてもらいたいと思ひますが、その点に対してはどうですか。

○八谷政府委員 どうも私のお答えがまずかったかと思ひますが、私はこれを強制するとか、法定するとかいう面でお答えをしたものですから、ああいふことになつたわけでございますが、私も、御指摘のあつた通りに、再三申し上げております通りに、労働組合の労働者の協力を得られない限り、真の保安確保はできないということは痛感しておる次第でございます。強力にこういう面は、保安監督官が現地に参る際にも嚴重に、ただいま御指摘の趣旨が生かされるように努力をしていくつもりでございます。

○中村(重)委員 それから、これもこの前の現地視察のときに感じたことなんですが、事故が起つたときに救護作業の応援に来るわけですね。その救護作業の応援に来たときに、大辻では救護に入った人がすべて殉職するという結果が起つたのですが、負傷するとか、いろいろなことがあろうかと思ひます。そういう場合に労働基準法、労災

法の補償があるのか。これは実は、救護に来られた方が非常な不安を持つておる。藤沼さんも一緒においでになつて、そのことについてはどうもはつきりしてない、解釈によつてどうにもなるのではないかと、私ども実はこれではいかぬのじゃないかという感じを持ったわけですが、こういうことに對しては、基準法の関係で労働省の關係になるかと思ひますが、しかし、これは保安の責任者としては、労働省所管の問題であるからということではないと思ひます。これらのことについては、どういふことになりま

○八谷政府委員 これは、労働省からあの問題のありましたあとに通牒が出ておりまして、補償するようにいたしております。

○中村(重)委員 それでは基準法、労災法ともに、いわゆる救護作業に出動する場合、すべてこの法律が適用される、こういうことなんですね。

○八谷政府委員 通知が労働省から出ておりますのは、労災補償についてでございます。そういう通知が労災補償について出ておりますので、今御質問があつた通りと考えてよろしいと思ひます。

○中村(重)委員 なお当時、椎名大臣が現地に行かれたときに、中小鉱の保安指導員のことについて、特定指導員の制度を設ける、こういうことを実は約束されたのです。このことは約束通りに実施されておるのですか。

○八谷政府委員 保安指導員制度は現在その予算を取りまして、石炭鉱山の方も金属鉱山の方も、民間から指導員を依頼いたしまして、各希望炭鉱にこ

の指導員を派遣いたしました。指導員に指導をやらせておるわけでございまして、現在指導員制度というものを設置いたしました。

○中村(重)委員 それは前からあつたのです。椎名大臣が約束されたのは、中小鉱に限つて特定の指導員を設ける、そういう、制度を作るんだ、こういうことを言明になつた。これは新聞にもはつきり書いてある。特にあつた事故が頻發したあとで、現地に

行つて椎名大臣は当時約束された。ですから、その後そういう特定の指導員の制度というものが作られておるかどうかというところをお尋ねしている。

○八谷政府委員 現在指導員と申しますのは、当初からこちらの方でも指導員として特定しているわけでございまして、現在の指導員制度はそういう特定した人に指導に当たらせるということにしておるわけでございまして。

○中村(重)委員 その特定した人というのは、あなたが先ほど御答弁になつたように、民間の人を依頼しているのです。そして指導している。そのことも問題なんですね。その指導員は有給じゃないんです。日当か何か払うのですか、どうなんですか。

○八谷政府委員 これは通産省の臨時職員としての取り扱いをいたしておりますから、当然日当も旅費も払っております。

○中村(重)委員 それは何か毎日じゃなしに、特定の日に、講習みたいな形で指導されるのでしょうか。その日の日当を払つていくのじゃないですか。有給の指導員制度というものを作つて、そうして指導に当たつておるということですか。

○八谷政府委員 現在やつております制度は非常勤にいたしております。ずつと常勤の指導員ではございませぬ。しかし、保安監督官にもこの指導員というものはずつとやらせておるわけでございまして、その監督官以外に技官もおりますし、そういう指導の面は、これは監督というのとあわせて行なつておるわけでございまして。ただいま民間から依頼しておりますのは、非常勤制度にいたしております。

○中村(重)委員 どうもずつとこうして何つてきまして、まあいろいろ改善された点もあることは認めますけれども、こういった相当重視しなければならぬ面が改善のあとがないんですね。専任の指導員制度というものは、監督官からも強く要望されておる問題であると思ふのです。私も現地に参りまして、民間の指導員をその日だけ日当、旅費を払つて、そうして指導を受けるといったようなことじゃなしに、もつとこの保安というものを重視するならば、専任の指導員というものを当然設けべきじゃないかと思つた。今あなたはいろいろの制度があつて、それらの人たちがいろいろと指導しているとおっしゃる。しかし民間の人をそのとき日当を払つて来てもらつて指導を受けなければならぬというところに、その必要性があるわけなんですね。にもか

わらず、いろいろな問題はありました。しょうけれども、あつた事故が相次いで起きた、そのことで、保安の完備を期するために、先ほど申し上げましたように、椎名前通産大臣が中小鉱に限つて特定の指導員を設けるのだ、こういうことを約束しておるというのと、さらには監督官の諸君が強く要望

してきた民間の指導員の制度、こういうものに一歩も前進がないということですね。これじゃいけないんじゃないか、こう思ふのですが、あなたは現在の制度で何も支障はない、従つて、椎名前通産大臣が当時おっしゃつたこういう中小鉱の特定指導員というふうなもの、これは事情を知らない前通産大臣が言われた、さらには、監督官が要求しておるこの専任のそういう指導員制度というふうなもの、これは必要がない、こういう考え方に立つておられるのですか。

○八谷政府委員 保安の完備を期します上には、一方においては法に基いてきびしい監督を行なうということが必要でございますが、その反面、そういう違反事項を起こさないような状態を作り上げていくということもまたきわめて必要でございます。そういう面は保安技術指導、こういうことになるわけでございまして、これは私も監督の強化とともに、一方においては保安指導の面が非常に重要視され、また十分に活用されていかないと、真の保安の確保は得られないと考えております。こういう保安教育のすべての面につきまして、法改正委員会の方でも、この法律の現在提案いたしております改正関係の省令事項の次には、この問題を十分に取り上げて、実効を期せられる制度を何か作り上げたい、こういうふうな考えでおる次第でございます。速急にたゞいまの点は検討を進めまして、何か非常に効果の上がるような制度を打ち立てていきたいと思ひます。

○中村(重)委員 まだいろいろと質問したいこともあるわけですが、時間の

関係もありますので、条文に入つて二、三質問をしまして、きようは打ち切りたいと思います。

第十九条で、保安委員会に処分の通知をするということになったわけですが、これはさきに成立しております時限立法の保安臨時措置法の中にも実はあったと記憶をいたしますが、この処分の内容には注意であるとか、あるいは指示、勧告、そういったものも含まれますか。それは処分ということにはならないんじゃないかと思うのですが、そういうことはどうなりますか。

○八谷政府委員 この保安委員会に通知いたします事項は、法律またはこの法律に基づく省令の定めるところによる処分でございます。監督部長が現在行なっております注意、これは通達と呼んでおります。私の方では監督部長通達というところで、文書で指示しているわけですが、これは今度の改正の中での処分という中には入らないようになつております。当初中間答申を受けた際は、中間答申の議論におきましては、それではどういふものに通知する義務を課するかという議論が出まして、二十四条、これは鉱業の停止命令でございます、それから二十五条の改善命令、それから二十五条の二、これも改善命令でございますが、そのほか二十四条の二の今度出ました鉱業の制裁規定、こういうもの、それから実質上は監督部長が通達する事項が、こういう命令事項よりも非常に多いわけでありまして、こういう通達事項まで入れたらということでは答申が行なわれておるわけでございます。しかし法の制定の過程におきまして、こういう監督部長の一種の注意というふうなもの

はどこにも法定されていないわけだから、これを法定して義務づけるということとは困難である、こういうことになりました。この点は改正委員会から、また中央保安協議会から答申を受けました点のうち、十分にこの改正においてその意が尽くされていないということになるわけでございます。

○中村(重)委員 それはどうなりますか、監督部長の通達が今度の処分の中に入っていないというところは、保安委員会の権限の範囲外ということになるか、それでは先ほど来私がいろいろと質問いたしました、指摘をいたしましたそのことも関連して考えてみますと、非常にやはり不安なんです。それではいかぬと思うのです。

○八谷政府委員 ただいま御指摘のあった通りでございます。これは当然、保安委員会にかけられるものは監督部長の通達まで含まなければ、私は実効を得られないと思つております。ところが法の作成、法文化の上におきましてはこういうことになつたわけでございます。すけれども、この法の趣旨は当然監督部長の通達まで持つていかなければならぬというところは明らかでございます。従いまして、それではこういう法文でこの趣旨を監督部長の通達まで及ぼす方法はどうするかというところでございまして、一つの方法といたしましては、極端なやり方をとるとしまして、通達というものをなくしまして、全部条文に基づく命令にしてしまえばいいわけなんです。そうしますと全部かかるといふことになるわけでございますが、現在通達で二千件前後、石炭鉱業だけでも行なわれていて、そして、

うしてこれには一々聴聞会を開催しなければならぬ、こういうことになりますと、九州で申しますと、監督部長は朝から晩までこの命令のための聴聞会だけやっておつても時間が足りない、こういうことになりまして、また必ずしも二十五条の条文に基づいての命令を行なわなくても、通達で十分に違反事項があるからこれを改正しなさい、こういう通達で十分目的を達しておるわけでございます。しかし、こういう点で私どもが当初意図しましたことと、法律の作成技術の面においてそこを来たしたわけでございます。従いまして、二十五条の条文に基づく命令を一方においてはやりたい、こういうふう

に考えております。しかし、それでも完全に通達がなくなるわけじゃないわけでございます。従いまして一方におきましては、炭鉱に通達を行ないます際に、一々、この通達事項のこの事項は保安委員会に通知して下さい、こういうことを現在のところ書き添えたらどうか、こういうふうなことを考へております。そういうふうな書き添えましたウエートと、それから通達自体もこれは同じ注意になるわけでございます。その扱いにおいては別段欠けるところはないのじゃないかと思ひます。しかし、さらに私どもとして考えなければならぬのは、一部の炭鉱におきましては、必ずしも条文の命令がスムーズに実施されているかどうかというところも考えなければならぬと思ひます。まず、その通達で完全に通知が行なわれて、審議が行なわれたかどうか、こういう面も取り上げていかなければならぬと思ひますので、今度は保安委員会の議事録を調製することにし

て、そうして監督官が回りました際にその議事録を見る。実際に通達まで含んで、通達は当然重要事項です。それは保安法の現在の十九条でも、「保安に関する重要事項を調査審議」するとなつておるわけですから、ただ特定して指定しなかつたというだけでございまして、本来通達事項というものは保安に関する重要事項であることには間違いないわけでございます。当然これはかけてもらわなければならぬ。ただその手だてとして、一つは法定していく。ところが法定しただけではこの通達事項が十分に目的を達しませんので、あとは強力な指導、指示によつて、私どもが意図したしております通達までを含んで保安委員会に通知して、そうして審議をしてもよろう、こういう方向に進めて参りたいと思ひております。

○中村(重)委員 それは今あなたが御答弁になつた、この条文のいわゆる命令がその通り実施されておるかどうかというふうなことで、だから条文にあつても実施されておらんやないか、だからという形になつていまして、すよ、今のあなたの答弁を聞いておると、それじゃいかぬと思ひます。そういう問題と、条文の中にびしと入れるという問題とは違つたので、やはり法律を作るといふことは、それだけ強くなるわけですから、あなたの方の当然法律によつて拘束されるその義務というものは、より強くなるかと私は思ひます。だから、今までこういう命令が実施されていなかったとか、あるいは条文の中に入つておらんけれども、実施段階において議事録を見

ていろいろとそれを直してやるとか、そういう問題とはこれは私は別だと思ふ。監督部長の通達というものの内容が保安上非常に重要なものであるということをお考えになるなら、この協議会の中間答申の中にもそれはあるわけですから、そういうものはやはり条文の中に入れていく。そうしてこれを実施されて、今までの条文の中にも実施されていなかった面もあるでしょう、そういうことからいろいろな保安上の大きな問題が起つてきておるのですから、だからその命令も守らせるように、さらには監督部長の従来の命令といたつたようなものも十分これを実施させるようにするといふことは、それはあなたの方の責任でなければならぬわけですから、ですから、この条文に入れていくといふことが、私はあたりまえだと思ひます。先ほど来、抜本的改正といつたような問題もいろいろ私は政務次官に申し上げたのですが、今あなたからこうして伺つてみると、中間答申すらこの中に完全に法文として盛り込んでいないといふことになつてきて、いよいよもつて政務次官の答弁と同じように、全く抜本的改正といふものにはほど遠いといふようにしか考えられな

い、これではいかぬと思ひますが、どうしますか。

○八谷政府委員 これは私どもの立場といたしまして、決して抜こうとしたわけでもないわけでございます。何とかしてこれを今度の法律改正の中に織り込んでいきたい、こういう方向で法制局とも相談しているわけでございます。これはもうぜひ私ども、先ほど申しますように、通達まで入れなければ、ほんとうの――あとは指導その他

先ほど申しましたようなやり方をとって参りますけれども、やはりこういう条文の中に通達まで入るようなやり方をとっていったが、一番いいということ、いろいろやってみましたけれども、法文作成技術としまして何分にも、通達というものが条文に基づく命令ですと、すぐこれにひっかけて持つてこれるわけでございます。そうしますと、その注意事項を、今度は通知をしなければならぬと法定する、こういうことが非常にむずかしいわけでございます。極端なことを言いますと、監督部長は勧告することができ、あるいは指示することができるといふ条文が入られるとしますと、その指示したもののについてはとなるわけでございますが、監督部長は命令をちゃんとすることができるといふものを作ること、これは変なものでございます。そういう関係上、やむを得ずこれは抜けたわけでございます。私も当初から、それだけは何とかしていききたい、こういうふうな方向で作文を進めていったわけでございますが、抜けた結果からしますと、先ほど申しますように、通達というものをできるだけ命令にほんとうに置きかえる、命令にさえ置きかえていけば、すぐこれに乗ってくるわけでございます。しかしそういう方向に全部が向け得られないと思えますので、これこれについては保安委員会に通知しないということ、また通達の中で指示していこう、こういうやり方、それからまた、それが実際に行なわれているかどうかということ、は、議事録で追跡していく、こういうやり方で、当初の中間答申にありまし

た趣旨を貫いていきたい、こういうふうに考えております。

○中村(重)委員 先ほど御答弁があったと思うのですが、処分の内容をもう一度お聞きします。

○八谷政府委員 処分の内容につきましては、これは各監督部長並びに監督局長あるいは通産大臣が行ないます命令、それから許可、認可、こういうものはみんな入るわけでございます。しかし、そのうちどれをかけるかということは、今度の法律にも書いてありますように、省令でこれを規定していく、一々、許可を受けたとか認可を受けたというものを全部かけていくということではなくて、法改正委員会でも検討し合いましたように、二十五条の改善命令、これが一番中心になるわけでございます。それから二十四条の鉱業の停止、それから今度制規定で入れました二十四条の二の鉱業の停止命令、それから二十五条の二、これは二十五条と同じ趣旨のものでございますが、掘掘箇所については鉱業の範囲内かどうかという議論から、二十五条の二がでさう上がつております。この四つを省令では入れていったらどうか、しかしこの問題につきましては、さらに法改正委員会の方で、省令の段階でどれとどれを入れていくということは検討していこうということにいたしております。

○中村(重)委員 それから、使用人以外の者に作業させる場合、いわゆる請負人、これに対しては、今度はその際、掘掘をしなければならぬということになってきたのですが、それは保安委員会の同意というものは必要ないので、そういうことになっていないのですか。

ですが、その必要は認めなかったのですか。

○八谷政府委員 今回、請負をする者、これはここで用語としては、「その使用人以外の者」、こういうような表現が請負というものを現わしておりますが、その実態は請負でございます。この請負人を使用する場合には届出させる、こういうことにしております。して、届出とございますので、一応向こうの方からその内容を届け出てくるというところで、その以前に労働者との間でどういうような協定を結ぶかという問題は、現実には、この請負を入れる場合には行なわれているようでござい

○中村(重)委員 この請負人の問題は、今あなたは労働組合との話し合いが現実には行なわれている、こうおっしゃる、そういうところもあるかもしれない、しかし話し合いというものは行なわれていないのが多いんですよ。しかも請負の場合は、掘さくですか、それをやっていけないところもあるんですよ。この前の事故の場合は、やっていけないところを請負人にやらせた、鉱業法違反というものが実際にあった。これは大きな問題だと思えます。ところが現実に行なわれているというところをおっしゃいましたが、やはり裏返して言えば、その必要を認めて

いるのならば、法の中にはつきり、使用人以外の者にこれをやらせる、いわゆる請負制度というものは、届出の際に、あなたが特に努力したこの保安委員会の同意をもってということが当然でなければならぬ。まだいろいろ条文に——今触れた二カ条だけでも非常に重要な問題があります、まだ時間がかりますので、きょうはこの程度で打ち切りしたいと思います。

○有田委員長 次会は明二十八日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十七分散会

昭和三十七年三月三十一日印刷

昭和三十七年四月二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局